

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号
平成17年5月11日教育長決裁
平成19年4月2日教育長決裁
平成20年4月1日教育長決裁
平成21年4月1日教育長決裁
平成22年4月1日教育長決裁
平成26年4月1日教育長決裁
平成27年4月1日教育長決裁
平成29年4月1日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭から選定教科数に応じて必要数(2~10名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

(教科用図書調査委員会)

第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設ける。

- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された7(2)名ずつの委員及び選定委員会委員1名をもって構成する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。

- 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
- 6 委員長は、調査委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
- 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

(教科用図書研究会)

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会(以下「研究会」という。)を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
 - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
 - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

(審議の公正確保)

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

(確認書の提出)

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

(所管)

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

(委任)

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則(17千教教指発第79号)

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則(19千教指発第337号)

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則(20千こ育指発第247号)

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付則(21千こ育指発第184号)

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付則(22千子指導発第208号)

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付則(26千子指導発第268号)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付則（27千子指導発第172号）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

付則（29千子指導発第228号）

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

29 千子指導発第 229 号
平成29年5月12日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第 11 条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教科用図書選定委員会

(1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区 P T A 会長から各 1 名とする。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去 3 年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5 に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校(前期課程)のそれぞれについて、次のとおりとする。

① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育(保健)、**道徳、英語**

② 中学校・中等教育学校(前期課程)

国語・書写、社会(地理的分野・歴史的分野・公民的分野)・地図、数学、理科、音楽(一般・器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野・家庭分野)、英語、**道徳**

(2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去 3 年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (3) 調査委員会は、4 に定める教科用図書研究会から提出された調査書(様式 1)を参考に、5 に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表(様式 2)を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書(様式 1)及び調査一覧表(様式 2)を提出する。

4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5 に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書(様式 1)を作成し、各調査委員会に報告する。

5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
 - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。
 - 採択に「保護者等の意見」を取り入れるなど、「開かれた採択」を推進するという教科用図書採択事務の改善に鑑み、アンケートを実施し、採択において参考資料とする。

平成 22 年 6 月 11 日
千代田区教育委員会

千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

2 教科書の採択について

(1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

(2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。